

## 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。＊免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

### ●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和2年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
保険料	0円	4,140円	8,270円	12,410円

### 免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得（※）が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：令和2年7月～令和3年6月の保険料は令和元年中の所得で、審査を行います。

### 申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場住民課またはお近くの年金事務所にご提出ください。

### 申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請することができます。

例えば、令和2年7月に申請する場合は、平成30年6月までさかのぼって申請できます。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

## 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### ●対象者

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- ・父または母が重度の障がいにある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

○18歳に到達する日の属する年度の3月31日まで。児童の心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで。

### ●支給制限

- ・児童が施設に入所しているとき
- ・受給者または児童が公的年金を受けているとき
- ・前年分の所得が一定額以上あるとき など

児童扶養手当受給者は、令和2年8月1日から同月31日までに現況届を役場に来庁して提出する必要があります。また、支給開始月から5年を経過する予定の方及び既に5年以上経過した方は、一部支給停止適用除外事由届をあわせて提出してください。

ご案内は個別に郵送していますのでご確認ください。なお、提出がない場合は手当額の一部または全部が停止される場合があります。

## 特別児童扶養手当

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

### ●支給制限

- ・前年分の所得が一定額以上ある場合
- ・児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ・児童が施設に入所しているとき

特別児童扶養手当受給者は、9月までに現況届を提出する必要があります。対象者には8月中旬に現況届提出の依頼文書をお送りしますので、忘れずに提出してください。

### ●提出先

福祉子育て支援課子育て支援室 または  
トマム支所

### ●問い合わせ先

福祉子育て支援課子育て支援室  
☎ 56-2125  
聞いてみたいこと、心配なことなどありましたらお気軽にお問い合わせください。



## ひとり親世帯 臨時特別給付金 を支給します

子育てと仕事を一人で  
担う低所得のひとり親  
世帯を支援します！

基本給付：1世帯5万円  
第2子以降1人につき3万円  
追加給付：1世帯5万円

(注)ご自宅や職場などに道・村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 1. 基本給付：児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付(※1)

### ●給付金の対象となる方(以下、①～③のいずれかに該当される方)

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

▶ **申請不要** (8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。)

②公的年金等(※2)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(※3)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

▶②、③に該当の方は、**申請が必要**です。

- ※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。
- ※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ※3 既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります。

### ●給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

## 2. 追加給付：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している方への給付

### ●給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### ●給付額

1世帯5万円

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎56-2125